

## 「西部環境工場代替施設整備事業に係る環境影響評価方法書」についての 熊 本 県 知 事 意 見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

### 【事業計画に関する事項】

- (1) 建設候補地選定の経緯として選定に関するプロセスや選定条件を示しているが、具体的な検討内容が示されていないため、事業実施区域を選定した経緯が分かりにくくなっている。準備書においては具体的な検討内容を示し、当該地を選定した経緯についてより詳細に説明すること。
- (2) クローズド方式により、生活系排水を除き施設の稼働に伴う排水は外部へ排出されないことから、施設の稼働による水質への影響については環境影響評価項目から外されているが、万一、地震や河川の氾濫が起こった際に汚水が漏れ出る可能性がないのか明らかでない。施設の設計においては地震や河川の氾濫に対して十分な安全性が確保できるよう検討し、準備書作成に当たってはその検討結果を示すとともにその根拠を示すこと。

### 【大気環境】

#### 大気質・騒音・振動・悪臭

- (1) 降下ばいじんの調査は、事業実施区域の北西側地点（No.1）で実施することとしているが、同地点は御坊山八島阿蘇神社の森の近くであるため、木々の枝葉によって降下ばいじんが遮られ、正しく測定できない可能性があることから、より開けた場所で調査するなど、調査地点と調査方法を再検討すること。
- (2) 気象の調査は、事業実施区域の南地点（No.A）で実施することとしているが、同地点は立木に囲まれた場所にあり、風向風速計の高さが周囲の立木の高さとさほど変わらないため、正しく測定できない可能性があることから、調査地点あるいは調査方法を再検討すること。
- (3) 施設からの漏洩による悪臭の影響については、既設の西部環境工場（敷地境界）における悪臭濃度の状況を参考にするとあるが、悪臭はごみ搬入時など漏洩する可能性の高い時間帯が限られるとともに、悪臭濃度は風向・風速によって大きく左右されることから、調査に当たっては、事業実施区域の周

圃の複数の地点で複数回行うこと。

- (4) 施設の稼働に伴う排出ガス濃度の最大着地地点については、煙突高さ地上80mを予測条件として設定しているが、煙突高さ59mの場合の方が、有効煙突長が下がり、着地点濃度が高くなることも予想されることから、予測に当たっては、実際に建設する煙突の高さや排ガス量、排ガス温度を用いて行うこと。なお、予測時点で確定していないのであれば、最も環境に影響を与える条件で予測を行うこと。
- (5) 影響要因の区分毎に示された「評価の手法」において、「環境の保全に関する施策との整合性に係る評価」として「予測値(寄与濃度+現況濃度)と現況濃度を比較し、現況を著しく悪化させないかどうかについて評価する。」としているが、現施設が存在する事業実施区域における当該事業に関する評価手法としては適切ではないことから、より適切な評価の手法を選定すること。

## **[ 水環境 ]**

### **流量・水質**

- (1) 造成工事及び施設の設置工事による水質への影響について、「坪井川の流量は調査対象とする用排水路の流量よりも多く、濁水の放流による影響は小さいと考えられるため坪井川は調査地域の対象外とした。」とあるが、具体的な水量比が示されていないなど十分な説明となっていないことから、具体的な根拠を示しつつ詳細に説明すること。

## **[ 土壌に係る環境その他の環境 ]**

### **土壌**

- (1) 施設の稼働(煙突からの排出ガス)による土壌への影響については、ダイオキシン類のみを調査、予測及び評価の対象としているが、事業実施地域の周囲には農用地が広がっており、昨今の食の安全に対する関心の高まりを考慮し、ダイオキシン類に加えて土壌環境基準項目及び土壌汚染対策法における含有量試験項目を調査、予測及び評価の対象とすること。
- (2) 施設の稼働(煙突からの排出ガス)による土壌への影響に係る予測の手法として「土壌への影響の程度(土壌への吸着)について定性的に予測する手法」と記載しているが、具体的にどのような手法で行うのか不明であることから、準備書においては、できる限り具体的に、かつ分かりやすく記載する

こと。

## 地形・地質

- (1) 立田山断層及び布田川・日奈久断層帯については、熊本県及び熊本市等により多くの調査が行われ、それぞれに報告書が出されており、その中で活断層としての評価や地盤の液状化の可能性等の評価等が行われている。準備書においてはこれらの既存の公表資料を基に、布田川・日奈久断層帯については今後の同断層による地震の発生の可能性に言及するとともに、立田山断層については同断層と熊本地震との関係、被害の状況及び軟弱地盤地域の液状化現象の発生の可能性について言及すること。

## [ 動物・植物・生態系 ]

### 全般的事項

- (1) 蘚苔類及び地衣類は季節変動があまり大きくないことを理由に夏季の調査を実施しないこととしているが、実際には蘚苔類でも季節変動が大きい種があるなど、種によって季節変動は異なることから、動物、植物及び生態系の調査にあたっては、専門家への聞き取りを十分に行い、その対象種に応じて調査時期・期間を柔軟かつ的確に設定し、対象種の生息・生育環境の特性等を把握できるようにすること。

### 動物

- (1) 動物については、調査地域内の道路におけるロードキルに関する情報も参考になると考えられることから、現地調査にあたっては、過去のロードキルのデータについても調査し、予測・評価への活用を検討すること。
- (2) 魚介類と底生動物については、春、夏、秋又は冬の3季で現地調査を実施することとしているが、動物の生活史を考慮した場合、季節により生息域が変化することがあるので、4季(春、夏、秋及び冬)での調査を行うこと。
- (3) 底生動物の定量採取法が示されているが、底生動物の中には巣穴や土に潜る種類がいるので、採取にあたってはこれらの種類についても把握できるよう、底を一定の深さで掘るなど工夫すること。
- (4) 魚介類及び底生動物に係る調査については、石塘幹線排水路をはじめとする水路の4地点で実施することとしているが、計画している調査地点では石塘幹線排水路における対象事業実施区域からの流入前後を比較することが

できないこと、及び石塘幹線排水路全体で生息状況を把握する必要があることから、石塘幹線排水路の対象事業実施区域の上流側に調査地点を1地点追加すること。

また、調査に当たっては、近年生息環境の悪化により生息数が減少しているタナゴ類、メダカ及び水生昆虫に留意して調査すること。

## **【景観・人と自然との触れ合いの活動の場】**

### **景観**

- (1) 現時点でのイメージとして施設配置計画図が示されているが、最終的な施設配置計画を決定する際には、環境保全及び景観の観点から、複数案を比較検討することにより決定すること。また、準備書においてはその検討経緯及び決定した根拠を記載すること。
- (2) 施設の設計に当たっては、将来の事業予定地内の施設整備計画、周辺地域の土地利用計画等との整合性を図りつつ、建物の色彩、形状及び材質等とともに事業予定地内の植栽等について検討し、景観に配慮すること。
- (3) 景観の評価の手法として、予測に先立ち環境保全目標を設定し、その環境保全目標を達成するか否かで評価を行うこととしているが、その環境保全目標を設定する際の方針である「環境保全目標の設定に関わる基本方針」( ~ )の内容は総論的であることから、同方針 ~ に加え、生活者の眺めを代表する調査地点 St4、St5、St6 の評価を反映しうる設定を行うこと。

## **【文化財】**

- (1) 事業実施区域の北側の一部には埋蔵文化財包蔵地(城山薬師遺跡)が含まれていることから、既存資料調査及び現地調査(試掘調査)について、事前に熊本市教育委員会と十分に協議すること。

## **【その他】**

### **災害**

- (1) 事業実施区域では過去に水害で被害が発生している記録があることから、その時の被害の状況を把握し、「事業実施区域及びその周囲の概況」の中で触れておくこと。
- (2) 事業実施区域は水害をはじめ液状化現象等の発生の可能性もあり、これらは施設の安全性へ影響する要因であることから、環境影響評価項目として取

り上げ、可能性のある事態を予測・評価して、施設の安全性がどのように保たれるかについて示すこと。